

手術なし性別変更認める

外観要件「違憲疑い」

男性から女性
広島高裁決定

性同一性障害と診断され、性器の外観を変える手術をしていない当事者が戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう求めた差し戻し家事審判で広島高裁は10日、性別変更を認める決定を出した。性同一性障害特例法の要件のうち「変更後の性器部分に似た外観を持つ」（外観要件）とする規定の違憲性が争われ、倉地真寿美裁判長は「違憲の疑いがあるといわざるを得ない」と判断した。（3、27面に関連記事）

高裁は、ホルモン療法として手術を受けるか、性別外性器の形状が変化するかどうかの二者択一を医学的に確認されていると指摘。その上で継続的に同療法を受けている申立人は「身体各部に女性化が認められ、性別変更後の外性器に近い外見を有している」と判断した。男性器は同療法での形状変化が難しいとされ、女性への性別変更が認められるのは極めて異例。

性別変更で事実上手術を求める二つの要件のうち「生殖機能がない」（生殖能力要件）との規定を違憲とした昨秋の最高裁決定に続き、性的少数者の権利を尊重する司法判断。同様の当事者の性別変更に道を開く決定で、国は法整備を迫られそうだ。

高裁は、外観要件を「憲法が保障する『身体への侵襲』を受けない権利を放棄

決定骨子

- 申立人の性別を男性から女性に変更
- 外観要件規定は手術を受けるか性別変更を断念するか二者択一を迫り、違憲の疑いがある
- 意思に反して異性の性器を見せられない利益の保護という規定の目的には正当性がある
- 変更後の性別の外性器と疑問に感じない状態であれば要件に該当

満たすとした。決定を受けた、申立人は性別のギャップによる生きにくさから解放されうれしいとしている。

最高裁大法廷は昨年10月、生殖能力要件の規定は、憲法13条が保障する「意思に反して身体への侵襲を受けない自由」への制約が重

大だとして違憲、無効と決定。外観要件は高裁段階での審理が必要と差し戻していた。

男性への性別変更を認める決定を出していた。

国会で議論期待

性的少数者 権利広げる

解説

性同一性障害の人の性別変更で事実上手術を強いてきた特例法の二つの規定を巡り、「生殖能力要件」を違憲とした昨秋の最高裁決定に続き、10日の広島高裁決定は「外観要件」を違憲の疑いがあると判断した。

医療の進歩などの情勢変化を踏まえ、望まない手術をしないでも性別変更を可能にし、性自認に基づき生きるとし、柔軟な解釈を示す権利を広げた司法判断と言える。

一般的に継続的なホルモン療法で外性器の形状は変

は改善されつつある。一方、銭湯や公共のトイレ利用などを念頭に、外観要件の削除は一部で懸念が根強い。特例法に基づき性別変更した人は1万人

を超えており、多様性への理解を深める社会をどう実現するかが引き続き課題となる。（共同＝石原知佳）

過酷な「二者択一」に批判

性同一性障害の人が男性から女性に性別を変更する際、外性器の見た目を
変える手術を事実上強制してきた「外観要件」に関し、広島高裁が違憲の疑
いがあると判断した。変更を断念するか体に入れるかの「二者択一」
を迫り、人権の観点から批判が根強い外観要件。既に最高裁判事から憲法違
反との意見も出ており、国会に法改正を迫った形だが、保守系議員らの反発
による曲折も予想される。（1面関連）

生きにくさ

10日朝、代理人弁護士から電話
で決定内容を知られた申立人は、
受話器の向こうでむせむせ泣い
た。生きにくさから解放される。
申立人は幼少期から性的指向が男
性に向いていてと認識し、体形を
女性化させるためホルモン療法を
続け、職場でも女性として働いて
きた。最高裁大法廷で昨年開かれ
た非公開の手続きで、手術を受け

性別変更 外観要件



新たな要件

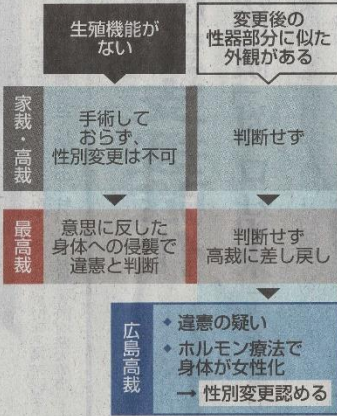
最高裁は昨年10月、手術要件の
うち、生殖機能がないことが条件
の「生殖能力要件」を違憲とし、
外観要件の審査を高裁に差し戻し
た。与野党で性同一性障害特例法
の改正議論がスタートしたが、先
行きは見通せない。
立憲民主党は生殖能力要件と共に
外観要件も削除する改正案を先
の通常国会に提出。しかし自民党
は、心と体の性が一致しない状態
が一定期間続き、性自認に基づい
て社会生活を送っていることを、
外観要件に代わる新要件として提
起した。

自民党の消極姿勢の背景には
「女性トイレや公衆浴場の安全」

要件	
1	18歳以上
2	婚姻していない
3	未成年の子がいない
4	生殖機能がない
5	変更後の性器部分に似た外観がある

※1から5全て満たす必要
性別変更の5要件

性別変更要件を巡る司法判断



国会に法改正迫る 保守系反発も

表層 深層

を理由として、外観要件削除に反
対する保守系議員の存在がある。
柴山昌彦元文部科学相は10日、外
観要件の単純な削除は社会の混乱
を招く恐れがあるとして「相当償
重であるべきだ」とコメント。法
務省幹部は、高裁が明確な憲法判
断を避けたことについて「よく検
討すべきだ」ということではない
か」と話した。

自己決定権

昨年10月の最高裁決定では、大
法廷の裁判官15人のうち3人が外
観要件に違憲判断を出すべきだと
の意見を付けた。このうち検察官
出身の三浦守裁判官は「公衆浴場
の風紀は事業者によって維持され
ている」、行政法学者出身の宇賀
克也裁判官も「過酷な二者択一を
迫る規定だ」と指摘した。

司法統計によると、特例法が施
行された2004年以降、性別変
更が認められた人は右肩上がりに
増加。23年末時点で計1万2800
0人になる。23年6月にはLGB
Tなど性的少数者への理解増進法
が施行。手術なしで女性から男性
への性別変更が審判で認められる
ケースが複数明らかになるなど、
社会情勢は変化している。

大阪公立大の東優子教授（ジェ
ンダー研究）は、性器を含めた身
体の自律や自己決定は重要な権利
だとして上で「私の体は私のもの」
と述べた。今世の中で「性器を変えろ」と
言われ続けるのはトランスジェン
ダー当事者だけで、人権侵害だ
と指摘。昨年の最高裁決定の時点
で、生殖能力要件とともに外観要
件に対しても違憲判断に踏み込む
べきだったと話した。

広島高裁決定要旨

手術をしていない性同一性障害当
事者の男性から女性への性別変更を
認めた10日の広島高裁の決定要旨は
次の通り。

【申立人】

幼少期から性的指向が男性に向く
と認識し、性同一性障害の診断を受
けた。その後、医療機関で体形を女
性化させる効果があるホルモン療法
を開始し、現在まで継続。生殖機能
は永続的に失われている。職場では
女性として勤務している。

【外観要件】

「変更後の性器部分に似た外観を
持つ」（外観要件）規定は、外性器
が他者の目に触れる公衆浴場などで
生じる生活上の混乱回避のため
にある。意思に反し異性の性器を見
せられ、恐怖心や嫌悪感を抱かされ
ることのない利益を保護する目的に
は正当性がある。

性同一性障害特例法が制定された
2003年では、ホルモン療法をし
た上で性別適合手術をする段階的治
療の考え方だった。しかし、ガイド
ラインが見直され、06年以降は段階
的治療の考え方はなく、手術が必要
か否かは患者によって異なる。

規定に該当するために手術が常に
必要と解釈するのなら、憲法13条が
保障する「自己の意に反して身体へ
の侵襲を受けない自由」を放棄し、
性別変更の審判のために手術を自受
するが、審判を受けることを断念す
るかの二者択一を迫る過剰な制約を
課すものとして、違憲の疑いがある
といわざるを得ない。

【要件該当性】

性同一性障害に該当する人は、審
判申し立てまで変更後の性別で生活
を営み、将来的にも社会生活を継続
する意思がある。変更が認められた
後、他者に対して生物学的な性が明
らかになるような行動に出ることは
考えがたい。性別適合手術をした場
合に限らず、変更後の性別の外性器
だと認識することに特段の疑問を感
じないような状態で足りるものが
相当だ。

申立人は性別適合手術を受けてい
ないがホルモン療法を受けており、
医師の診断でも身体は各部において
女性化している。申立人の体の外観
は、社会生活の中で他者の目に触れ
た場合、変更後の性別の外性器と認
識することに疑問を感じない状態
だ。他の性別の外性器部分に近い外
見を有していると認めるに相当で
あり、規定に該当する。

「司法判断時代をリード」

当事者歓迎 より柔軟な制度訴え

手術なし性別変更認める

性別変更の外観要件を巡り、陰茎切除などの手術をしなくても、ホルモン療法の効果を根拠に性別変更を認める家事審判決定が10日、広島高裁で出た。身体や生活へのリスクから手術に踏み切れなかったトランスジェンダーの当事者からは「大きな前例ができた」と歓迎の声が上がった。一方、今回の司法判断は申立人個人に限られており、より柔軟な制度を求める意見もあった。(1面関連)



広島大大学院2年の福田清華さん

戸籍上の性別を男性から女性に変更したいと望む広島大大学院2年福田清華さん(23)は、学校で通称名が使えるようになった大学2年生から女性の「清華」として生活を送る。ホルモン療法を始め、月に3、4回注射を打ち続けている。

性別変更に向け、手術を検討した時期もあったが、約100万円の費用や術後の療養期間は就職活動や生活への影響が大きい。ホルモン療法による男性器の形状変化は個人差があるとされるが、高裁の決定を「手術なしで戸籍を変えた人にとって大きな意味がある」と好意的に受け止めた。

高松市でラジオパーソナリティとして活動する木

村アンリさん(74)は戸籍上は男性で生まれ、女性として生活を送る。2020年に病気を理由に陰茎を残して両側の精巣を摘出しており、生殖機能はない。しかし外観要件が壁となり、性別変更は諦めている。

「性別変更のハードルは下がってきたが、自認する性別に悩む若い人たちのためにも法制度を整えてほしい」と訴えた。

今年2月に岡山家裁津山支部で、ホルモン投与の効果で外観要件を満たすとし、女性から男性への性別変更が認められた農家日井崇来人さん(50)は「司法の判断が時代をリードしている」と評価した上で「引き続き声を上げていくことが変革につながる」と語った。